

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## 短期給付の改正について

### 1. 高額療養費制度が見直されました（平成 29 年 8 月 1 日施行）

70 歳以上の組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額が引き上げられ、一般区分の外来療養に係る年間の高額療養費制度が新設されました。

#### <改正後>

区分	高額療養費算定基準額（月／世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得 （標準報酬月額28万円以上）	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ＜多数回該当：44,400円＞
一般 （標準報酬月額28万円未満）	14,000円 （年 144,000円）	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

#### <改正前>

区分	高額療養費算定基準額（月／世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得 （標準報酬月額28万円以上）	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ＜多数回該当：44,400円＞
一般 （標準報酬月額28万円未満）	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

### 2. 育児休業手当金の支給延長可能な期間が変更となります（平成 29 年 10 月 1 日施行）

育児休業手当金の支給期間について、延長要件（保育所に入所できない場合等）に該当する場合、子が2歳に達する日まで延長可能となります。

